

「アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座」確認書

店番

口座番号

私は、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」の適用を受けるため貴行に「アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座」を開設するにあたり、本書面「1.」～「3.」の確認事項への回答に相違がないことおよび本書面の「4.」のその他確認事項の内容について理解していることを誓約いたします。

チェック欄

お客さま（贈与を受け、口座を開設される方）

署名（氏名）

住所または居所

電話番号

該当する回答を○で囲んでください

1. 「受贈者（結婚・子育て資金の贈与を受けた方）」に関する確認事項

	確認内容	確認資料（ご提示またはご提出が必要です。）	ご回答	
			はい	いいえ
(1)	あなたは、結婚・子育て資金の贈与を受けた時において結婚・子育て資金を贈与された方（祖父母、父母等）と直系のご関係であることを右記の書類で確認できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・戸籍抄本 ・住民票の写し などのいずれか (注)原本の提出が必要です。	はい	いいえ
(2)	あなたのご年齢が、贈与契約時において18歳以上50歳未満であることが右記の書類で確認できますか。 (注)この口座を開設・保有できるのは上記の年齢に該当する方のみです。		はい	いいえ
(3)	あなたの前年の年間所得額は1,000万円以内であることが右記の書類で確認できますか。 (注)あなたが他のご家族の扶養親族に入っておられず、かつ、お預け入れ前年に収入がある場合、所得証明書類をご提出いただきます。なお、他のご家族の扶養親族となっている方や前年の収入がない方については「合計所得に関する確認書」をご提出いただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票 ・住民税決定通知書 ・住民税決定証明書 ・給与証明書 ・確定申告書控 (税務署受付印のあるもの) ・納税証明書 のうちいずれか (注)内容確認のため、口座開設時に、原本のご提示が必要です。(ご提出は写しで可)	はい	いいえ
(4)	他の金融機関や当行の他の店舗に「結婚・子育て資金非課税申告書」を提出し、受理されたことがありますか。 (注)非課税措置は、お客さまお1人につき、1金融機関(1店舗)でのご利用に限定されています。 すでに他の金融機関や当行の他の店舗で申告書の提出がお済みの場合は、お受付できません。 また、複数のご契約をされた場合は、最初に提出された1つを除き、課税の対象となります。	/	はい	いいえ
(5)	(「(4)」の回答が「はい」の方のみご回答ください) その「結婚・子育て資金非課税申告書」に係る結婚・子育て資金管理契約はすでに終了していますか。	/	はい	いいえ

この確認書は令和7年度税制改正(4月1日施行分)を踏まえて作成しております。今後の税制改正により、当行は本確認書の内容を変更等することがあります。

2. 「贈与契約」に関する確認事項

	確認内容	確認資料（ご提示またはご提出が必要です。）	ご回答	
(1)	贈与契約が、2015年4月1日から2027年3月31日までの間になされたものであることを右記の書類で確認できますか。 (贈与契約書の日付をご確認ください)	・贈与契約書、公正証書による贈与契約書など贈与の事実等を証する書類 (注)内容確認のため、口座開設申込時に、原本のご提示が必要です。 (ご提出は写しで可)	はい	いいえ
(2)	贈与契約により取得した金銭は、当該取得後2ヶ月以内かつ、2027年3月31日までにこの開設する口座に預入予定ですか。 (注)「4. その他確認事項」をご参照ください。	/	はい	いいえ

3. 「結婚・子育て資金非課税申告書」に関する確認事項

(1)	右記の書類に必要な事項を記載していますか。 (注)「非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」欄に記載できる金額は1,000万円以内です。なお、「1. (4)」の回答が「はい」の場合は、「非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」欄及び既に提出した「結婚・子育て資金非課税申告書」または「追加結婚・子育て資金非課税申告書」の「非課税拠出額」欄に記載された金額の合計が1,000万円以内である必要があります。	・結婚・子育て資金非課税申告書	はい	いいえ
(2)	「非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」欄に記載した金額は、2015年4月1日から2027年3月31日までの間に書面により贈与された金額の範囲内であることが、右記の書類により確認できますか。	・結婚・子育て資金非課税申告書 ・贈与契約書、公正証書による贈与契約書など贈与の事実等を証する書類の写し	はい	いいえ

4. その他確認事項

	確認内容【ご理解またはご了解いただいた内容について、□にレ点をご記入ください。】	チェック欄
(1)	直系尊属（※）からの贈与により、取得した金銭は、当該取得後2ヶ月以内に、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」の適用を受けるために開設する「アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座」に入金される必要があります。当該取得後2ヶ月を超えてから同口座に入金された金銭については、租税特別措置法第70条の2の3に基づく非課税措置（以下「本件非課税措置」といいます。）の適用を受けることができません。 ※直系尊属とは、贈与を受ける方（受贈者）の父母・祖父母・曾祖父母をいいます。	<input type="checkbox"/>
(2)	本件非課税措置の適用を受けることができるのは、結婚・子育て資金として払い出された金銭のみです。そのため、当行に対し、当該領収書等に記載された支払い年月日の属する年の翌年3月15日までに「領収書等」をご提出いただく必要があります。当該期限までに「領収書等」の提出がない場合は、本件非課税措置の適用を受けることができません。また、「 <u>領収書等に記載された支払い年月日と専用口座からの引出日が同じ年に属する必要があります。</u> 」（具体的には【アルファバンクの結婚・子育て資金贈与専用口座 商品説明書】をご参照ください。）	<input type="checkbox"/>
(3)	「非課税の適用を受ける金銭の額」（以下「非課税拠出額」といいます。）は、 <u>受贈者お一人につき合計1,000万円まで</u> です。受贈者お一人につき1,000万円を超えて拠出された非課税拠出額については本件非課税措置の適用を受けることができません。	<input type="checkbox"/>

	確認内容【ご理解またはご了解いただいた内容について、□にレ点をご記入ください。】	チェック欄
(4)	<p>本件非課税措置の適用を受けることができるのは、「<u>受贈者（当該受贈者の配偶者を含む）の妊娠、出産または育児に要する費用</u>」については、<u>上限 1,000 万円まで</u>、「<u>受贈者の結婚に際して支出する費用</u>」については、<u>上記 1,000 万円の範囲内で上限 300 万円まで</u>となります。当該上限を超えて支払われた「結婚・子育て資金」については、本件非課税措置の適用を受けることができません。なお、「結婚・子育て資金の範囲」や「領収書等の要件」等については、こども家庭庁ホームページ（※）をご参照ください。</p> <p>（※）https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/zouyozei/</p>	<input type="checkbox"/>
(5)	<p>「アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座」の結婚・子育て資金管理特約は<u>お客さまが 50 歳に達した場合等に終了</u>します。（【アルファバンクの結婚・子育て資金贈与専用口座 商品説明書】をご参照ください。）特約の終了時まで「結婚・子育て資金」として払い出したことが確認された金銭以外の金額、および結婚・子育て資金として払い出された金銭のうち、<u>(4)の上限を超える金額については贈与税の課税対象となり、受贈者が納税義務を負うこととなります</u>のでご注意ください。また、結婚・子育て資金管理特約終了時に未提出の領収書等は終了月の翌々月末日までに提出する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>
(6)	<p>「アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座」の結婚・子育て資金管理特約終了時まで<u>贈与者が死亡した場合は、速やかにその旨を金融機関に届け出</u>ていただく必要があります。この場合、<u>贈与者が死亡した日における「管理残額（非課税拠出金から結婚・子育て資金として払い出したことが確認された金額（税務署長から通知を受け記録を訂正した場合には訂正後の金額。また、死亡日以前に支払われた結婚・子育て資金であって、金融機関による確認および記録がされていないものを含む）を控除した残額）」が贈与者から相続（遺贈）により取得したものとみなされ、相続財産に加算される</u>こととなります。また、受贈者がお孫さま等の場合には相続税の 2 割加算が適用になります。</p> <p>税務上の取り扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。</p>	<input type="checkbox"/>

この確認書は、令和 7 年度税制改正（4 月 1 日施行分）を踏まえて作成しております。今後の税制改正により、当行は本確認書の内容を変更等することがあります。